



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次 告示

- ▽港湾施設の供用開始（兵庫埠頭市場前-3.6m物揚場②） [港湾局経営課] 2442
- ▽港湾施設の供用廃止（兵庫港市場前岸壁ほか） [港湾局経営課] 2442
- ▽大型ごみ処理手数料に係る収納業務の委託の解除 [環境局業務課] 2442
- ▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局垂水建設事務所] 2443
- ▽指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関について（昭和39年3月告示第137号）の一部改正 [会計室会計課] 2444
- ▽地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する出納取扱金融機関等について（昭和39年3月告示第138号）の一部改正 [会計室会計課] 2444

## 公 告

- ▽特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（（仮称）神戸市西部学校給食センター整備・運営事業一式） [教育委員会事務局学校支援部健康教育課] 2445
- ▽神戸農業振興地域整備計画の変更に係る神戸農業振興地域整備計画案の縦覧等 [経済観光局農政計画課] 2446
- ▽建築基準法による建築協定の認可及び建築協定書の縦覧（フォレストパーク北落合建築協定ほか） [建築住宅局建築指導部建築安全課] 2447
- ▽神戸市環境影響評価等に関する条例による事後調査報告書の概要書の写しの縦覧（六甲アイランド南建設事業） [環境局環境保全課] 2448
- ▽建築基準法第48条第15項の規定による公聴会の開催の公告 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 2449
- ▽神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定に基づく道路の変更又は廃止の承認 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 2450
- ▽開発行為に関する工事の完了（西区伊川谷町） [都市局都市計画課] 2450

## 水 道 局

- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の廃止 [水道局配水課] 2451
- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の廃止 [水道局配水課] 2451
- ▽神戸市指定給水装置工事事業者の指定 [水道局配水課] 2451

## 交 通 局

- ▽安全管理推進委員会規程の一部を改正する規程 [交通局高速鉄道部地下鉄運輸サービス課] 2452
- ▽神戸市交通局分課規程等の一部を改正する規程 [交通局職員課] 2454

## 告 示

## 神戸市告示第473号

次の港湾施設は、令和4年11月1日から供用を開始する。

令和4年11月1日

神戸市長 久元喜造

物揚場

名 称	位 置	規 模
兵庫埠頭市場前-3.6m物揚場②	神戸市兵庫区中之島1丁目125	188.87m

## 神戸市告示第474号

次の港湾施設は、令和4年11月1日から供用を廃止する。

令和4年11月1日

神戸市長 久元喜造

岸壁

名 称	位 置	規 模
兵庫港市場前岸壁	神戸市兵庫区中之島1丁目	163.63m

物揚場

名 称	位 置	規 模
兵庫埠頭市場前-3.6m物揚場	神戸市兵庫区中之島1丁目122	143.20m
兵庫突堤背後地物揚場	兵庫区築地町	155.99mのうち 114.04m

## 神戸市告示第475号

地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第158条第1項の規定により委託した事務の委託を解除したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年11月1日

神戸市長 久元喜造

## 1 委託した事務の内容

家庭から排出される粗大ごみの処分に係る手数料の収納事務

## 2 委託した者の名称等

委託した者の住所及び名称	委託の解除年月日
神戸市東灘区甲南町3丁目6番12号 新甲南協同組合	令和4年10月7日

**神戸市告示第483号**

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年11月15日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間  
垂水自転車保管所  
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和4年10月3日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所
	舞子駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		

垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車	2台	令和4年10 月7日	電話707-0234
	原動機付自転車	0台		
舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車	1台		
	原動機付自転車	1台		
垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車	3台	令和4年10 月13日	
	原動機付自転車	1台		
塩屋駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車	4台		
	原動機付自転車	0台		
垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車	2台	令和4年10 月17日	
	原動機付自転車	0台		
垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車	2台	令和4年10 月21日	
	原動機付自転車	1台		
舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車	1台		
	原動機付自転車	1台		
垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車	3台	令和4年10 月26日	
	原動機付自転車	0台		
舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車	1台		
	原動機付自転車	0台		
西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車	2台		
	原動機付自転車	1台		
垂水区管内長期放置	自転車	2台	令和4年10 月26日	
	原動機付自転車	0台		

#### 神戸市告示第484号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関について(昭和39年3月告示第137号)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和4年11月15日

神戸市長 久元喜造

第3項第1号中「三井住友信託銀行株式会社」および「三菱UFJ信託銀行株式会社」を削る。

#### 神戸市告示第485号

地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する出納取扱金融機関等について(昭和39年3月告示第138号)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和4年11月15日

神戸市長 久元喜造  
第3項第1号中「三井住友信託銀行株式会社」および「三菱UFJ信託銀行株式会社」を削る。

公 告

神戸市公告第241号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「令」という。）第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札（総合評価落札方式）により落札者を決定したので、令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年10月28日

神戸市長 久元喜造

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
（仮称）神戸市西部学校給食センター整備・運営事業一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市教育委員会事務局学校支援部健康教育課  
神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号  
神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階
- 3 落札者を決定した日  
令和4年10月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 代表企業  
株式会社東洋食品  
代表取締役 萩久保 英男  
東京都台東区東上野一丁目14番4号
  - (2) 構成企業  
株式会社楠山設計  
代表取締役 久寿米木 康宣  
東京都千代田区神田小川町三丁目20番地  
東亜建設工業株式会社 大阪支店  
支店長 作井 孝光  
大阪市西区鞆本町1丁目4番12号本町富士ビル  
株式会社岡工務店  
代表取締役社長 岡 榮治  
神戸市兵庫区水木通4丁目1番1号  
西部電気建設株式会社  
代表取締役社長 坂上 彰  
神戸市灘区都通4丁目1番1号

株式会社オーエンス 神戸支店  
支店長 辻 司  
神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号  
NECキャピタルソリューション株式会社  
神戸営業所長 渡邊 祐史  
神戸市中央区東町126番地

(3) 協力企業

株式会社山本設計  
代表取締役 山本 康一郎  
神戸市中央区二宮町4丁目11番10号

5 落札金額

10,487,250,048円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 規則第27条の5第1項において読み替える規則第4条の規定による公告を行った日

令和4年6月1日

---

神戸市公告第242号

神戸農業振興地域整備計画を変更し定めるので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により、当該変更に係る神戸農業振興地域整備計画案について変更理由を付して、令和4年11月1日の翌日から起算して15日間（令和4年11月16日まで）神戸市経済観光局農政計画課において縦覧に供します。

なお、上記の縦覧期間中に神戸市民は同法第11条第2項に基づき神戸農業振興地域整備計画案に対して、神戸市に意見書を提出することができます。

また、神戸農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、同法第11条第3項に基づき農用地利用計画案に対して異議があるときは、令和4年11月16日の翌日から起算して15日以内（令和4年12月1日まで）に神戸市までこれを申し出ることができます。

令和4年11月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 意見書の提出先等

(1) 提出先 神戸市経済観光局農政計画課

(2) 提出方法及び提出期限

郵送、持参による提出とし、電話による意見は受け付けません。なお、郵送による提出は、縦覧完了日の令和4年11月16日までの消印のあるものとします。

郵送及び持参先：郵便番号651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館3階

## 神戸市経済観光局農政計画課

## (3) 提出にあたっての注意事項

- ア 意見書は、農業振興地域整備計画案に対する意見以外は提出することはできません。
- イ 意見書には、個人の場合にあつては、住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては、法人名、代表者名、事業所の所在を記載してください。
- ウ 提出された意見書は、その内容を公表する場合があります。
- エ 提出のあった意見には個別の回答はせず、神戸農業振興地域整備計画の公告時に、意見の要旨とその処理方法を併せて公告します。

## (4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ神戸農業振興地域整備計画案の修正意見として取り入れることとします。なお、その際には、神戸農業振興地域整備計画の変更公告時にその処理結果を公表します。

## 2 異議申出の際の提出先等

## (1) 提出先 神戸市経済観光局農政計画課

## (2) 提出方法及び提出期限

郵送、持参による提出とし、縦覧完了日の翌日（令和4年11月17日）から令和4年12月1日までに提出されたものとします。

郵送及び持参先：郵便番号651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館3階

神戸市経済観光局農政計画課

## (3) 提出にあたっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこととします。異議申出人が法人その他社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

- ・異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- ・異議申出に係る農用地利用計画の案
- ・異議申出人が、農用地利用計画の案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- ・異議の申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った日
- ・異議申出の趣旨及び理由
- ・神戸市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- ・異議申出の年月日

## 神戸市公告第243号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和4年11月1日

神戸市長 久元喜造

建築協定の名称	建築協定区域の位置
フォレストパーク北落合建築協定	神戸市須磨区北落合4丁目5番10 他
パークサイドタウン西落合建築協定	神戸市須磨区西落合5丁目14番7 他
グリーンコリドール西神中央建築協定	神戸市西区竹の台5丁目2番25 他

### 神戸市公告第250号

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第29条第3項の規定により次の対象事業に係る同条第1項の規定による事後調査の結果を記載した報告書及びその概要を記載した書類（以下「概要書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により公告するとともに、当該概要書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年11月2日

神戸市長 久元喜造

#### 1 対象事業の概要

##### (1) 対象事業の名称

六甲アイランド南建設事業

##### (2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

ア 事業者：国（国土交通省近畿地方整備局）

代表者：国土交通省近畿地方整備局長 東川 直正

所在地：大阪市中央区大手前1丁目5番44号

イ 事業者：神戸市

代表者：神戸市長 久元喜造

所在地：神戸市中央区加納町6丁目5番1号

ウ 事業者：大阪湾広域臨海環境整備センター

代表者：理事長 服部 洋平

所在地：大阪市北区中之島2丁目2番2号

##### (3) 対象事業の種類及び規模

公有水面の埋立（286ha）

防波堤の建設 第八南防波堤（延長 1,200m）

第九防波堤（延長 600m）

廃棄物最終処分場の整備（面積 88ha）

##### (4) 対象事業の位置

神戸市東灘区向洋町地先水面

#### 2 縦覧の期間



令和4年11月2日（水曜）から11月15日（火曜）まで

3 縦覧の場所

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号  
三宮プラザEAST 2階  
神戸市環境局環境保全課

4 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

神戸市公告第251号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第1項ただし書の規定による許可の申請に関し、同条第15項の規定により次のとおり公開による意見の聴取を行うので、利害関係者で意見のある人は御参集ください。

令和4年11月15日

（特定行政庁）神戸市長 久元喜造

1 許可しようとする建築物の建築の計画

(1) 申請者の氏名

池田 五郎

(2) 建築物の敷地の所在

神戸市北区筑紫が丘2丁目15番4、15番5、15番6

(3) 建築物の用途

日用品販売店舗

(4) 工事の種別

新築

(5) 建築物の構造及び規模

ア) 構造

鉄骨造

イ) 規模

敷地面積	587.80平方メートル
建築面積	194.54平方メートル
延べ面積 (許可対象床面積)	194.54平方メートル (日用品販売店舗194.54平方メートル)
階数	地上1階

2 意見の聴取の期日及び場所

(1) 期日

令和4年11月29日（火）午後2時30分から

(2) 場所

神戸市北区筑紫が丘3丁目2番13号 施設名 筑紫が丘自治会館 大会議室

## 3 連絡先

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課 電話078-595-6554

## 4 その他

当日は午後2時から会場にて受付を行います。

会場では感染症対策にご協力をお願いします。

## 神戸市公告第252号

神戸市私道の変更又は廃止の手續に関する条例（平成13年4月条例第17号）第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和4年11月15日

（特定行政庁）神戸市長 久元喜造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R4-11号	令和4年 10月25日	神戸市垂水区星が丘3丁目2252番469	56.90	4.00
第R4-12号	令和4年 10月31日	神戸市中央区港島9丁目1番1	40.71	26.50

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

## 神戸市公告第253号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年11月15日

神戸市長 久元喜造

## 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区伊川谷町有瀬字バリバリ南944番9、明石市北朝霧丘一丁目1629番348

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区长居東四丁目11番4号

株式会社 富士木材

代表取締役 井上 晴樹

## 3 許可番号

令和4年8月1日 第7135号

水 道 局

神戸市水道告示第26号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年11月15日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

指定番号	名 称	所 在 地	代表者	廃止年月日
42129	株式会社日本ウォーターテックス	埼玉県幸手市緑台一丁目19番11号	佐藤 亮	令和4年10月3日

神戸市水道告示第27号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年11月15日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

指定番号	名 称	所 在 地	代表者	廃止年月日
71221	藤井設備	高砂市米田町米田1109番地の10	藤井 篤史	令和4年10月30日

神戸市水道告示第28号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年11月15日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

指定番号	名 称	所 在 地	代表者	指定年月日
71221	株式会社藤井設備	高砂市神爪五丁目3-6	藤井 篤史	令和4年10月31日

交 通 局
-------

安全管理推進委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年10月31日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

神戸市交通管理規程第9号

安全管理推進委員会規程の一部を改正する規程

安全管理推進委員会規程（平成18年12月28日交規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>（見直し会議）</u>	
<u>第5条</u> 当年度の最終に行う安全管理推進委員会を「見直し会議」と位置づけ、交通事業管理者の出席を求める。	
第6条           〔略〕	<u>第5条</u> 〔略〕
第7条           〔略〕	<u>第6条</u> 〔略〕
（方針及び施策の意思決定）	（方針及び施策の決定）
<u>第8条</u> 委員長及び安全管理推進委員は、安全対策室長及び監査室長からの報告及び「安全情報報告共有規程」に基づく報告等について検証を	<u>第7条</u> 委員長及び安全管理推進委員は、安全対策室長及び監査室長からの報告及び「安全情報報告共有規程」に基づく報告等について検証を

行い、輸送業務の安全性向上に関する方針及び実施すべき施策等について意思決定を行い、交通事業管理者に対し、意見具申を行う。

第9条 [略]

第10条 [略]

行い、輸送業務の安全性向上に関する方針及び実施すべき施策等について検討し、決定する。

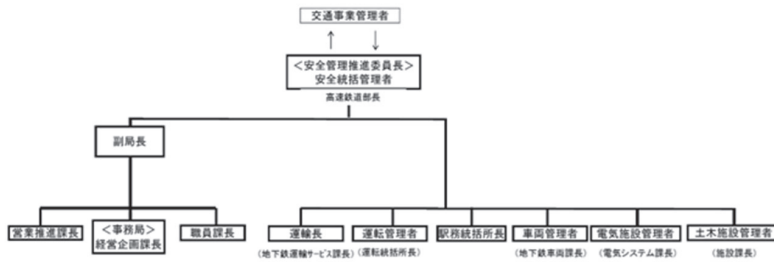
第8条 [略]

第9条 [略]

別図

「

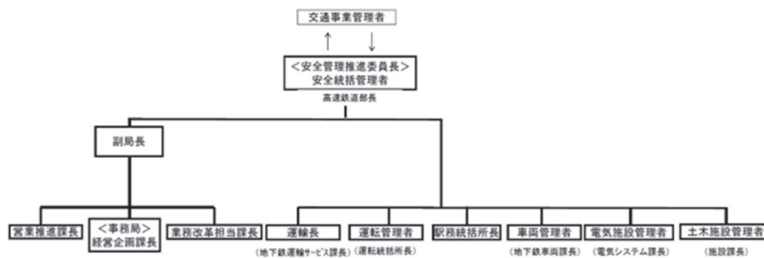
安全管理推進委員会体制図



」を

「

安全管理推進委員会体制図



」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年11月1日から施行する。

神戸市交通局分課規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年10月31日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

神戸市交通管理規程第10号

神戸市交通局分課規程等の一部を改正する規程

(神戸市交通局分課規程の一部改正)

第1条 神戸市交通局分課規程(昭和27年10月交規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(分課)	(分課)
第2条 交通局に次の部、課及び係を設ける。	第2条 交通局に次の部、課及び係を設ける。
経営企画課	経営企画課
_____	<u>職員課</u>
営業推進課	営業推進課
運賃収入係	運賃収入係
利用促進係	利用促進係
資産活用係	資産活用係
[略]	[略]
(経営企画課の分掌事務)	(経営企画課の分掌事務)

第7条 経営企画課においては、次の事務を分掌する。

経営企画課

- (1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関する事。 (人事に関する事を除く。)
- (2) 例規の制定、改廃、編さん及び保存に関する事。
- (3) 経理契約に関する事。
- (4) 出納事務に関する事。
- (5) 公印の管守に関する事。
- (6) 財政計画及び資金計画に関する事。
- (7) 予算、決算に関する事。
- (8) 交通事業基金に関する事。
- (9) 局の基本的施策の立案及び各種事業計画の調整に関する事。
- (10) 事業の経営改善に関する事。
- (11) 交通事業審議会に関する事。
- (12) 乗合自動車（一般乗合）及び高速鉄道の運賃制度（他事業者との調整を含む。）に関する事。
- (13) 交通情報システムの計画・調整、運用、分析に関する事。
- (14) 職員の人事に関する事。
- (15) 職員の任免、分限及び懲戒、  
服務その他身分に関する事。

第7条 経営企画課においては、次の事務を分掌する。

経営企画課

- (1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関する事。 (人事に関する事を除く。)
- (2) 例規の制定、改廃、編さん及び保存に関する事。
- (3) 経理契約に関する事。
- (4) 出納事務に関する事。
- (5) 公印の管守に関する事。
- (6) 財政計画及び資金計画に関する事。
- (7) 予算、決算に関する事。
- (8) 交通事業基金に関する事。
- (9) 局の基本的施策の立案及び各種事業計画の調整に関する事。
- (10) 事業の経営改善に関する事。
- (11) 交通事業審議会に関する事。
- (12) 乗合自動車（一般乗合）及び高速鉄道の運賃制度（他事業者との調整を含む。）に関する事。
- (13) 交通情報システムの計画・調整、運用、分析に関する事。

- (16) 労働組合に関すること。
- (17) 労働条件の調整及び労働事情の調査に関すること。
- (18) 職員の給与の支給に関すること。
- (19) 被服貸与に関すること。
- (20) 研修所の管理及び運営に関すること。
- (21) 研修の企画、調査及び実施に関すること。

(職員課の分掌事務)

第7条の2 職員課においては、次の事務を分掌する。

職員課

- (1) 職員の人事に関すること。
- (2) 職員の任免、分限及び懲戒、服務その他身分に関すること。
- (3) 労働組合に関すること。
- (4) 労働条件の調整及び労働事情の調査に関すること。
- (5) 職員の給与の支給に関すること。
- (6) 被服貸与に関すること。
- (7) 研修所の管理及び運営に関すること。
- (8) 研修の企画、調査及び実施に関すること。



<p>(営業推進課の分掌事務)</p> <p>第7条の<u>2</u> 営業推進課においては、次の事務を分掌する。</p> <p>[略]</p>	<p>(営業推進課の分掌事務)</p> <p>第7条の<u>3</u> 営業推進課においては、次の事務を分掌する。</p> <p>[略]</p>
--	--

(神戸市交通局職員分限懲戒審査会に関する規程の一部改正)

第2条 神戸市交通局職員分限懲戒審査会に関する規程(平成25年4月1日交規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第10条 審査会の庶務は、交通局<u>経営企画課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第10条 審査会の庶務は、交通局<u>職員課</u>において処理する。</p>

(神戸市交通局職員衛生管理審査会規程の一部改正)

第3条 神戸市交通局職員衛生管理審査会規程(平成25年4月1日交規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」とい

う。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 審査会の庶務は、 <u>経営企画課</u> において処理する。	(庶務) 第9条 審査会の庶務は、 <u>職員課</u> にお いて処理する。

(交通局副局長等専決規程の一部改正)

第4条 交通局副局長等専決規程(昭和34年4月24日交規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

別表第1

人事関係事務

決裁事項	決裁区分	職員課長			備考
		[略]	[略]	[略]	
給与 給料 手当	支給	[略]			
	認定	[略]			
	支給	[略]			
勤務	休暇の付与(専従休暇を除く。)	[略]	[略]	[略]	[略]
	私事旅行	[略]	[略]	[略]	[略]
	欠勤の承認	[略]	[略]	[略]	[略]
	勤務命令(時間外、休日等)	[略]	[略]	[略]	[略]
	旅行命令	[略]	[略]	[略]	1 職員課が所管する研修にかかるとは、 <u>職員課長</u> の専決事項とする。 2 [略]
	職務専念義務の免除	[略]	[略]	[略]	[略]

改正後

別表第1

人事関係事務

決裁事項	決裁区分	業務改革担当課長			備考
		[略]	[略]	[略]	
給与 給料 手当	支給	[略]			
	認定	[略]			
	支給	[略]			
勤務	休暇の付与(専従休暇を除く。)	[略]	[略]	[略]	[略]
	私事旅行	[略]	[略]	[略]	[略]
	欠勤の承認	[略]	[略]	[略]	[略]
	勤務命令(時間外、休日等)	[略]	[略]	[略]	[略]
	旅行命令	[略]	[略]	[略]	1 経営企画課が所管する研修にかかるとは、 <u>業務改革担当課長</u> の専決事項とする。 2 [略]
	職務専念義務の免除	[略]	[略]	[略]	[略]

営利企業への従事等の許可	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
会計年度採用・退職 任用職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
退職手当支給	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
公傷病補償	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

別表第2  
財務関係事務

営利企業への従事等の許可	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
会計年度採用・退職 任用職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
退職手当支給	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
公傷病補償	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

別表第2  
財務関係事務

決裁区分	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
決裁事項	決定	[略]	[略]	[略]	[略]
	契約	[略]	[略]	[略]	[略]
	不動産取得の決定・契約	[略]	[略]	[略]	[略]
	請負	施工・製造	施行決定	[略]	[略]
			契約	[略]	[略]
			決定	[略]	[略]
			契約	[略]	[略]
	委	工事	[略]	[略]	[略]
	託・	その他	[略]	[略]	[略]
	受託		[略]	[略]	[略]
	売却	物品その他	決定	[略]	[略]

決裁区分	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
決裁事項	決定	[略]	[略]	[略]	[略]
	契約	[略]	[略]	[略]	[略]
	不動産取得の決定・契約	[略]	[略]	[略]	[略]
	請負	施工・製造	施行決定	[略]	[略]
			契約	[略]	[略]
			決定	[略]	[略]
			契約	[略]	[略]
	委	工事	[略]	[略]	[略]
	託・	その他	[略]	[略]	[略]
	受託		[略]	[略]	[略]
	売却	物品その他	決定	[略]	[略]

	他	契約	[略]		[略]		[略]		[略]		[略]		
廃業	物品その他	決定契約	[略]		[略]		[略]		[略]		[略]		
貸借	物品	借入	[略]		[略]		[略]		[略]		[略]		
		貸付	[略]		[略]		[略]		[略]		[略]		
	不動産	借入	[略]		[略]		[略]		[略]		[略]		
		貸付	[略]		[略]		[略]		[略]		[略]		
	寄付の收受（負担付きでないもの）	不動産以外のもの	[略]		[略]		[略]		[略]		[略]		
	移転料その他諸補償の支出（移転等の決定を含む。）	移転料その他諸補償の支出（移転等の決定を含む。）	[略]		[略]		[略]		[略]		[略]		
契約の変更	設計・仕様の一部変更	決定	[略]		[略]		[略]		[略]		[略]		
		契約	[略]		[略]		[略]		[略]		[略]		
		工期・納	[略]		[略]		[略]		[略]		[略]		
		期の延長	[略]		[略]		[略]		[略]		[略]		
	貯蔵品の払出請求	貯蔵品の払出請求	[略]		[略]		[略]		[略]		[略]		
	補助金又は助成金その他これらに類するもの申請	補助金又は助成金その他これらに類するもの申請	[略]		[略]		[略]		[略]		[略]		

収入の徴収等の事務	徴収	A	料金・使用料・手数料その他の収入						[略]	[略]
		B	各種保証金等						[略]	[略]
		A・Bの減免							[略]	[略]
		A・Bの過誤納整理							[略]	[略]
臨時雇用賃金その他の諸給付の支出										※職員課長全て
共済費又は社会保険料										※職員課長全て
預り金又は預り有価証券の受け入れ又は払い戻し										[略]
諸集会、諸行事の開催決定・経費支出										[略]
負担金、交付金その他これらに類するものの支出								[略]		[略]
事故費の支出								[略]		[略]
謝金その他これらに類するものの支出								[略]		[略]
有価証券等の取得処分										[略]
前渡金の支出										[略]
立替私金の支出								[略]		[略]

(注) [略]

収入の徴収等の事務	徴収	A	料金・使用料・手数料その他の収入						[略]	[略]
		B	各種保証金等						[略]	[略]
		A・Bの減免							[略]	[略]
		A・Bの過誤納整理							[略]	[略]
臨時雇用賃金その他の諸給付の支出										※業務改革担当課長全て
共済費又は社会保険料										※業務改革担当課長全て
預り金又は預り有価証券の受け入れ又は払い戻し										[略]
諸集会、諸行事の開催決定・経費支出										[略]
負担金、交付金その他これらに類するものの支出								[略]		[略]
事故費の支出								[略]		[略]
謝金その他これらに類するものの支出								[略]		[略]
有価証券等の取得処分										[略]
前渡金の支出										[略]
立替私金の支出								[略]		[略]

(注) [略]

別表第3

その他の事務

区分	決裁事項
副局長・部長・担当 部長共通	〔略〕
副局長	〔略〕
自動車部長	〔略〕
高速鉄道部長	〔略〕
課長・担当課長共通	〔略〕
経営企画課長	〔略〕
<u>職員課長</u>	1 退職職員の失業の認定に関すること。 2 地公災法に関する軽易定例な事項に関すること。 3 規程又は決定による職員証の発行に関すること。 4 動力車操縦者の養成及び教育訓練に関する軽易な事項に関すること。 5 運転関係従事者の適性検査及び教育訓練に関すること。 6 寮の管理に関する軽易な事項に関すること。 7 職員の研修（定例的なものに限る。）に関すること。
営業推進課長	〔略〕
施設課長	〔略〕
市バス運輸サービス 課長	〔略〕
電気システム課長	〔略〕
地下鉄車両課長	〔略〕
係長・担当係長共通	〔略〕

別表第3

その他の事務

区分	決裁事項
副局長・部長・担当 部長共通	〔略〕
副局長	〔略〕
自動車部長	〔略〕
高速鉄道部長	〔略〕
課長・担当課長共通	〔略〕
経営企画課長	〔略〕
<u>業務改革担当課長</u>	1 退職職員の失業の認定に関すること。 2 地公災法に関する軽易定例な事項に関すること。 3 規程又は決定による職員証の発行に関すること。 4 動力車操縦者の養成及び教育訓練に関する軽易な事項に関すること。 5 運転関係従事者の適性検査及び教育訓練に関すること。 6 寮の管理に関する軽易な事項に関すること。 7 職員の研修（定例的なものに限る。）に関すること。
営業推進課長	〔略〕
施設課長	〔略〕
市バス運輸サービス 課長	〔略〕
電気システム課長	〔略〕
地下鉄車両課長	〔略〕
係長・担当係長共通	〔略〕

(交通局現業員採用規程の一部改正)

第5条 交通局現業員採用規程(昭和33年6月27日交規程第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(選考委員)</p> <p>第6条 第4条第5項の選考委員は、次に掲げる者の中から必要に応じて充てる。</p> <p>自動車部長</p> <p>高速鉄道部長</p> <p><u>業務改革担当課長</u></p> <p>採用しようとする職の属する関係課長(第1類の事業所の長を含む。)及び担当課長</p> <p><u>経営企画課担当係長</u></p>	<p>(選考委員)</p> <p>第6条 第4条第5項の選考委員は、次に掲げる者の中から必要に応じて充てる。</p> <p>自動車部長</p> <p>高速鉄道部長</p> <p><u>職員課長</u></p> <p>採用しようとする職の属する関係課長(第1類の事業所の長を含む。)及び担当課長</p> <p><u>職員課担当係長</u></p>

(交通局運輸事務職員選考規程の一部改正)

第6条 交通局運輸事務職員選考規程(昭和29年11月4日交規程第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及



び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(選考の申込)</p> <p>第3条 この規程による選考を受けようとする者は、別に定める転任選考申込書を所属長を経て<u>業務改革担当課長</u>あて提出しなければならない。</p> <p>(委員会の設置)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員長は副局長とし、委員は、次に掲げる者をもつてこれに充てる。</p> <p>自動車部長</p> <p>高速鉄道部長</p> <p><u>業務改革担当課長</u></p> <p>市バス運輸サービス課長</p> <p>地下鉄運輸サービス課長</p> <p><u>経営企画課担当係長</u></p>	<p>(選考の申込)</p> <p>第3条 この規程による選考を受けようとする者は、別に定める転任選考申込書を所属長を経て<u>職員課長</u>あて提出しなければならない。</p> <p>(委員会の設置)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員長は副局長とし、委員は、次に掲げる者をもつてこれに充てる。</p> <p>自動車部長</p> <p>高速鉄道部長</p> <p><u>職員課長</u></p> <p>市バス運輸サービス課長</p> <p>地下鉄運輸サービス課長</p> <p><u>職員課担当係長</u></p>

(交通局運輸技術職員選考規程の一部改正)

第7条 交通局運輸技術職員選考規程(平成25年1月10日交規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(選考の申込)</p> <p>第3条 この規程による選考を受けようとする者は、別に定める転任選考申込書を所属長を経て<u>業務改革担当課長</u>あて提出しなければならない。</p> <p>(委員会の設置)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員長は副局長とし、委員は、次に掲げる者をもつてこれに充てる。</p> <p>自動車部長</p> <p>高速鉄道部長</p> <p><u>業務改革担当課長</u></p> <p>市バス車両課長、施設課長、電気システム課長、地下鉄車両課長のうち</p>	<p>(選考の申込)</p> <p>第3条 この規程による選考を受けようとする者は、別に定める転任選考申込書を所属長を経て<u>職員課長</u>あて提出しなければならない。</p> <p>(委員会の設置)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 委員長は副局長とし、委員は、次に掲げる者をもつてこれに充てる。</p> <p>自動車部長</p> <p>高速鉄道部長</p> <p><u>職員課長</u></p> <p>市バス車両課長、施設課長、電気システム課長、地下鉄車両課長のうち</p>

委員長の指定する者 <u>経営企画課担当係長</u>	委員長の指定する者 <u>職員課担当係長</u>
-------------------------------	-----------------------------

(交通局の「職員のサービスの宣誓に関する条例」施行規程の一部改正)

第8条 交通局の「職員のサービスの宣誓に関する条例」施行規程(昭和28年1月19日交規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第2条 職員(課長及びこれに準ずる者を除く。)の宣誓は、交通事業管理者又はその委任を受けた公務員の前において行うものとする。ただし、会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項の規定により任用された職員をいう。)にあつては、 <u>業務改革担当課長</u> 又はその委任を受けた者が行う。	第2条 職員(課長及びこれに準ずる者を除く。)の宣誓は、交通事業管理者又はその委任を受けた公務員の前において行うものとする。ただし、会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項の規定により任用された職員をいう。)にあつては、 <u>職員課長</u> 又はその委任を受けた者が行う。
第5条 職員の宣誓書は、 <u>業務改革担当課長</u> が保管するものとする。	第5条 職員の宣誓書は、 <u>職員課長</u> が保管するものとする。

(交通局職員服務規程の一部改正)

第9条 交通局職員服務規程(昭和28年7月22日交規程第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(願届書等の手続)</p> <p>第11条 職員の願届書(出張復命書を含む。)又は電子情報処理組織(所属長又は担当課長の使用に係る電子計算機と承認を受ける者又は届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)による願出は、すべて所属長又は担当課長の承認を受け、<u>業務改革担当課長</u>を経由して管理者に提出しなければならない。</p>	<p>(願届書等の手続)</p> <p>第11条 職員の願届書(出張復命書を含む。)又は電子情報処理組織(所属長又は担当課長の使用に係る電子計算機と承認を受ける者又は届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)による願出は、すべて所属長又は担当課長の承認を受け、<u>職員課長</u>を経由して管理者に提出しなければならない。</p>

(交通局職員出勤簿等取扱規程の一部改正)

第10条 交通局職員出勤簿等取扱規程(昭和32年3月28日交規程第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(出勤簿等管理者)</p> <p>第4条 出勤簿等は、<u>業務改革担当課長</u>(以下「出勤簿等管理者」という。)が、管理する。ただし、各課及び事業所等に勤務する者の出勤簿等については、それぞれ当該各号に定める者をもって管理を代務(以下「出勤簿等管理代務者」という。)させるものとする。</p>	<p>(出勤簿等管理者)</p> <p>第4条 出勤簿等は、<u>職員課長</u>(以下「出勤簿等管理者」という。)が、管理する。ただし、各課及び事業所等に勤務する者の出勤簿等については、それぞれ当該各号に定める者をもって管理を代務(以下「出勤簿等管理代務者」という。)させるものとする。</p>

(交通局職員証発行規程の一部改正)

第11条 交通局職員証発行規程(令和元年5月1日交規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第3条 神戸市職員証発行規程（昭和31年11月訓令甲第12号）第2条から第6条までの規定は、交通局職員の職員証について準用する。</p> <p>この場合において、同規程第6条中「行財政局人事課長」とあるのは、「<u>業務改革担当課長</u>を経て交通事業管理者」と読み替えるものとする。</p>	<p>第3条 神戸市職員証発行規程（昭和31年11月訓令甲第12号）第2条から第6条までの規定は、交通局職員の職員証について準用する。</p> <p>この場合において、同規程第6条中「行財政局人事課長」とあるのは、「<u>職員課長</u>を経て交通事業管理者」と読み替えるものとする。</p>

（交通局職員表彰規程の一部改正）

第12条 交通局職員表彰規程（昭和27年10月30日交規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（表彰の方法）</p> <p>第5条 所属長は、第3条の各号の一に該当すると認められる職員がある場合には、<u>経営企画課</u>の合議を経て管理者に上申しなければならない。</p>	<p>（表彰の方法）</p> <p>第5条 所属長は、第3条の各号の一に該当すると認められる職員がある場合には、<u>職員課</u>の合議を経て管理者に上申しなければならない。</p>

<p>(書記)</p> <p>第9条 各委員会は、それぞれ書記1名を置き、<u>経営企画課</u>の職員から委員長が指名する。</p>	<p>(書記)</p> <p>第9条 各委員会は、それぞれ書記1名を置き、<u>職員課</u>の職員から委員長が指名する。</p>
---	---

(交通局職員研修規程の一部改正)

第13条 交通局職員研修規程(昭和30年3月1日交規程第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特別研修)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 前項の外、特別研修の時期及び教程については、<u>業務改革担当課長</u>が随時、定める。ただし、運輸助役、指令助役、乗務助役及び駅務助役に対して行う特別研修の科目及び授業</p>	<p>(特別研修)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 前項の外、特別研修の時期及び教程については、<u>職員課長</u>が随時、定める。ただし、運輸助役、指令助役、乗務助役及び駅務助役に対して行う特別研修の科目及び授業日数</p>

日数は、別表第2特別研修教程表に定めるところによるものとする。

は、別表第2特別研修教程表に定めるところによるものとする。

(神戸市乗合自動車運転関係従事者適性検査及び教育訓練規程の一部改正)

第14条 神戸市乗合自動車運転関係従事者適性検査及び教育訓練規程(昭和33年7月31日交規程第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(精神機能検査)</p> <p>第5条 精神機能検査は、<u>業務改革担当課長</u>が、関係所属長と検査期日を協議決定のうえ、実施する。この場合において、従事者が少くとも3年に1回受検できるよう計画しなければならない。</p>	<p>(精神機能検査)</p> <p>第5条 精神機能検査は、<u>職員課長</u>が、関係所属長と検査期日を協議決定のうえ、実施する。この場合において、従事者が少くとも3年に1回受検できるよう計画しなければならない。</p>
<p>(教育訓練の実施方法)</p> <p>第9条 教育訓練は、<u>業務改革担当課長</u>が、従事者に対して行うものとする。ただし、業務の性質等により、</p>	<p>(教育訓練の実施方法)</p> <p>第9条 教育訓練は、<u>職員課長</u>が、従事者に対して行うものとする。ただし、業務の性質等により、管理者が</p>



管理者が適当と認めるものについては、その一部又は全部を各関係所属長に委嘱することができる。

(教育訓練の実施計画)

第10条 業務改革担当課長は、毎年3月末日までに、翌年度の教育訓練実施計画をたて、管理者の承認を得なければならない。

(教育訓練結果の記録)

第11条 業務改革担当課長は、教育訓練の実施結果を記録しておかなければならない。

適当と認めるものについては、その一部又は全部を各関係所属長に委嘱することができる。

(教育訓練の実施計画)

第10条 職員課長は、毎年3月末日までに、翌年度の教育訓練実施計画をたて、管理者の承認を得なければならない。

(教育訓練結果の記録)

第11条 職員課長は、教育訓練の実施結果を記録しておかなければならない。

(神戸市交通局職員労働安全衛生管理規程の一部改正)

第15条 神戸市交通局職員労働安全衛生管理規程（昭和51年11月10日交規程第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。



(神戸市交通局職員療養管理規程の一部改正)

第16条 神戸市交通局職員療養管理規程(昭和51年11月10日交規程第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(衛生管理室の設置)</p> <p>第2条 職員の衛生管理を行うため、<u>経営企画課</u>に衛生管理室を置く。</p>	<p>(衛生管理室の設置)</p> <p>第2条 職員の衛生管理を行うため、<u>職員課</u>に衛生管理室を置く。</p>

(交通局防火管理規程の一部改正)

第17条 交通局防火管理規程(昭和37年3月28日交規程第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(委員会の構成)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 委員長は副局長とし、委員は次に掲げる者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1) 自動車部長</p> <p>(2) 高速鉄道部長</p> <p>(3) 経営企画課長</p> <p>(4) <u>業務改革担当課長</u></p> <p>(5) 防火管理者のうち管理者が指名する者 若干名</p> <p>(6) 中央安全衛生委員会が推薦する委員 2名(うち1名は労働組合が推薦する者とする。)</p>	<p>(委員会の構成)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 委員長は副局長とし、委員は次に掲げる者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1) 自動車部長</p> <p>(2) 高速鉄道部長</p> <p>(3) 経営企画課長</p> <p>(4) <u>職員課長</u></p> <p>(5) 防火管理者のうち管理者が指名する者 若干名</p> <p>(6) 中央安全衛生委員会が推薦する委員 2名(うち1名は労働組合が推薦する者とする。)</p>
<p>(委員会書記)</p> <p>第10条 委員会に書記1名を置き、<u>経営企画課担当係長</u>をこれに充てる。</p>	<p>(委員会書記)</p> <p>第10条 委員会に書記1名を置き、<u>職員課担当係長</u>をこれに充てる。</p>
<p>(所属長の協力)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 所属長は、火元責任者を指名したときは、速やかに<u>業務改革担当課長</u>に通知しなければならない。火元責任者を変更したときもまた同じとする。</p>	<p>(所属長の協力)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 所属長は、火元責任者を指名したときは、速やかに<u>職員課長</u>に通知しなければならない。火元責任者を変更したときもまた同じとする。</p>

(神戸市交通局高速鉄道安全管理規程の一部改正)

第18条 神戸市交通局高速鉄道安全管理規程(平成18年12月28日交規程第7号)の

一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(組織体制)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) <u>業務改革担当課長</u>：輸送の安全の確保に必要な要員及び適性検査、教育・訓練に関する事項を統括する。</p> <p>(運転管理者の責務)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(組織体制)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) <u>職員課長</u>：輸送の安全の確保に必要な要員及び適性検査、教育・訓練に関する事項を統括する。</p> <p>(運転管理者の責務)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p>

4 [略]

5 運転に関する業務のうち、列車等の運転に直接関係する作業を行う係員（以下、「運転関係係員」という。）の教育・訓練に関する業務については、業務改革担当課長が行う。

6 前項の場合において、業務改革担当課長は、業務の管理に必要な事項については運転管理者に報告を行い、またはその指示を受けるものとする。

7 [略]

8 [略]

9 [略]

（業務改革担当課長の責務）

第13条 業務改革担当課長は、職員の労働状況、その他の事項に関して総合的な見地で検証を行い、輸送の安全を確保するために必要な人事に関する計画を管理する。

（乗務員の資格要件の管理）

第26条 [略]

2 [略]

3 [略]

4 乗務員指導管理者は、乗務を一時的に停止した乗務員のうち、知識及

4 [略]

5 運転に関する業務のうち、列車等の運転に直接関係する作業を行う係員（以下、「運転関係係員」という。）の教育・訓練に関する業務については、職員課長が行う。

6 前項の場合において、職員課長は、業務の管理に必要な事項については運転管理者に報告を行い、またはその指示を受けるものとする。

7 [略]

8 [略]

9 [略]

（職員課長の責務）

第13条 職員課長は、職員の労働状況、その他の事項に関して総合的な見地で検証を行い、輸送の安全を確保するために必要な人事に関する計画を管理する。

（乗務員の資格要件の管理）

第26条 [略]

2 [略]

3 [略]

4 乗務員指導管理者は、乗務を一時的に停止した乗務員のうち、知識及

び技能に関する教育・訓練により資質の向上が期待されるものについて、教育計画を策定し実施する。ただし、必要により教育の実施を、業務改革担当課長に依頼することができる。

5 乗務員指導管理者は、業務改革担当課長に教育を依頼した場合は、教育の実施状況の通知を受ける。

6 [略]

び技能に関する教育・訓練により資質の向上が期待されるものについて、教育計画を策定し実施する。ただし、必要により教育の実施を、職員課長に依頼することができる。

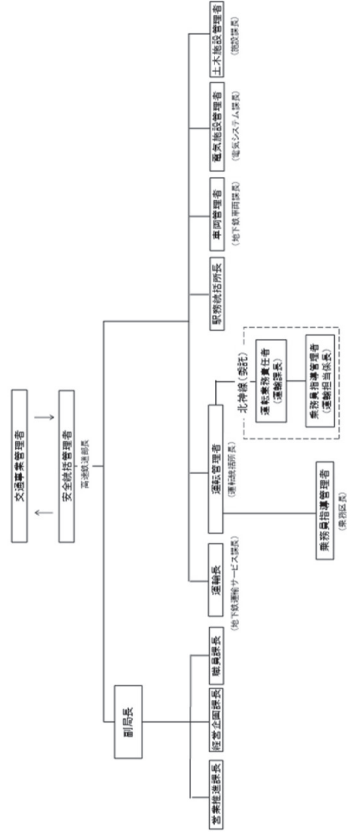
5 乗務員指導管理者は、職員課長に教育を依頼した場合は、教育の実施状況の通知を受ける。

6 [略]

改正前

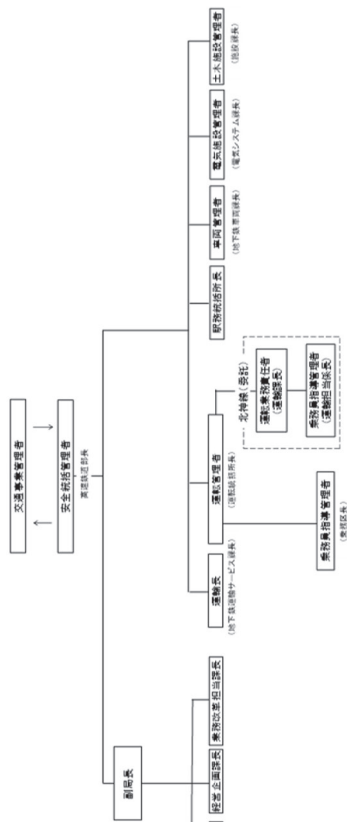
第1図

安全管理体制図



第1図

安全管理体制図

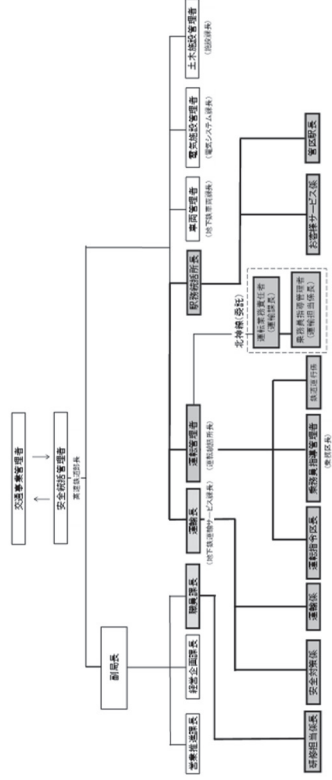


改正後

第1図

運輸管理体制図

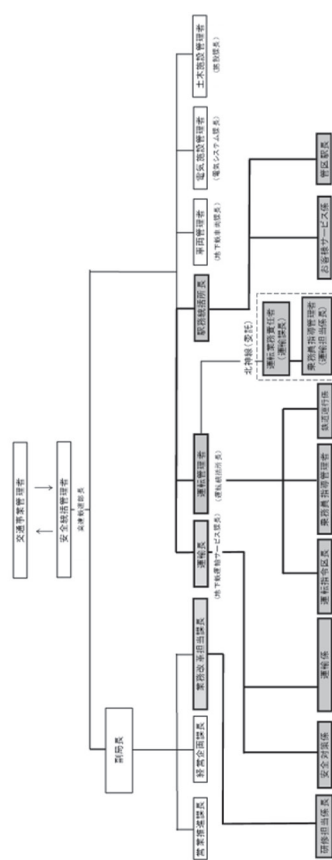
第2図



第2図

運輸管理体制図

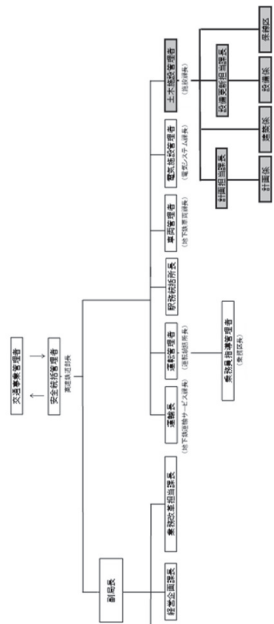
第2図





第3図

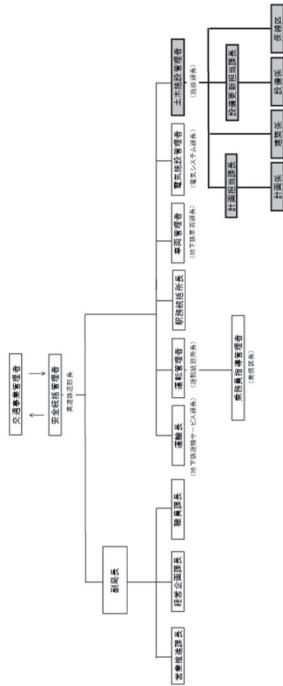
鉄道土木施設管理体制図



第2図

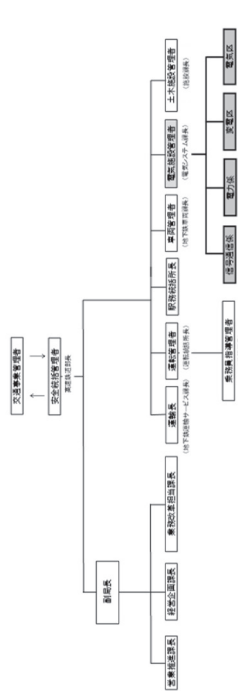
第3図

鉄道土木施設管理体制図



第4図

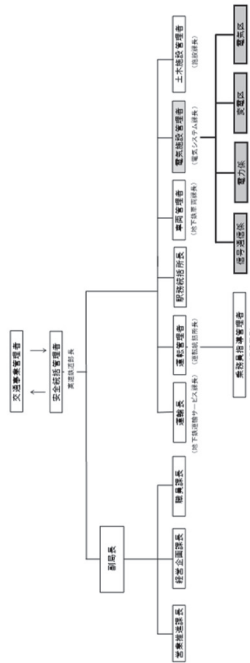
鉄道電気施設管理体制図



第4図

第4図

鉄道電気施設管理体制図





(監査室規程の一部改正)

第19条 監査室規程(平成18年12月28日交規程第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

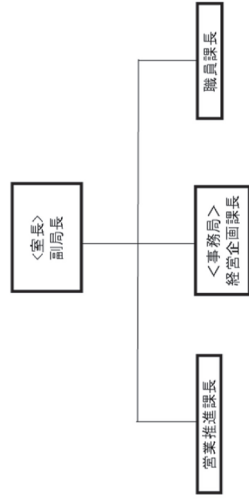
- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

別図

別図

### 監査室体制図



改正後

別図

別図

### 監査室体制図

